

## 第 7 章 環境保全措置



## 第7章 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、表 7-1-1(1)～(2)及び表 7-1-2 に示す環境保全措置を講じることで周辺環境への影響を回避、最小化、代償する計画である。

表 7-1-1(1) 工事時の環境保全措置

区分	環境保全措置	環境保全措置の内容
工事の実施中の大気汚染、騒音、振動の影響の最小化	工事用道路における散水	工事用道路において散水を行い、造成時の土砂運搬車両による粉じんの飛散を防止する。
	工事实施時期の分散	最終処分場の造成工事は、他 2 施設の造成工事と実施時期を重ねないように計画し、粉じんの発生による影響を低減する。
	走行ルートの分散	資機材の運搬車両の走行ルートを対象事業実施区域の西側と東側のルートに分散させる。
	資機材運搬車両の速度制限	沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両等が存在しない場合に走行速度を抑えた運行とすることによって車両騒音の発生量を抑制する。
動植物の生息環境の保全	移植による植物個体の保全	直接改変区域内で確認された保全すべき植物種については、創出する生育環境、または非改変区域の移植適地に個体を移植することで代償する。
	マツバランの生育環境調査及び試験移植	保全すべき植物種のうち、マツバランは山梨県で EW（野生絶滅）の評価を受けており、県内での生態的特性や生育環境等の情報がない。このため、移植による個体の保全の確実性を高めるため、マツバランの生育環境調査及び移植試験を実施している。
	保全すべき植物種の移植先の生育環境創出	移植による保全を行う植物種のうち、移植先としての適地が非改変区域内に存在しない種（アズマイチゲ、コカモメヅル、ミゾコウジュ、カワヂシャ）については、ビオトープ部や付替河川付近に生育適地を創出し、個体を移植することで代償する。
	カヤネズミの保全	対象事業実施区域南西側個体群の移動経路を確保のため、対象事業実施区域南側の多自然型護岸を採用する蟹沢川付替河川において、本種の移動経路となる連続的な緑地空間を水路沿いに設けるとともに、生息地となる高茎草地を創出して、個体群の孤立化防止を図る。 なお、付替河川の多自然型護岸の内容は「6.14 生態系」に示す。
	ミゾゴイの保全	本種の利用頻度が高いと考えられる対象事業実施区域南側林縁部に蟹沢川付替河川に水系と湿地を設け、採餌環境の創出を図る。 ミゾゴイの生息状況、繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、工事の影響が確認された場合には必要な対策を講じる。
	オオタカの保全	繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、工事作業員が対象事業実施区域南東側から南側にかけての樹林内に入らないようにする。 オオタカの停留していた樹木が伐採される場合には、代償として人工停留施設を設置する。

表 7-1-1(2) 工事時の環境保全措置

区分	環境保全措置	環境保全措置の内容
動植物の生息環境の保全	オオタカの保全	オオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、工事の影響が確認された場合には、影響要因を把握し、学識者の指導の下に影響要因を排除する対策を講じる。
	タカチホヘビの保全	対象事業実施区域南東側から南側にかけての林縁部に湿地を創出することで、ミミズ等土壌動物の育成を図り本種の餌資源を確保する。
	サラサヤンマの保全	成虫の生息環境を確保するため、蟹沢川付替えに伴う水辺環境整備にあたっては、残置緑地隣接地に湿地環境を整備する。
	オジロサナエの保全	成虫の生息環境を確保するため、蟹沢川付替えに伴う護岸整備は多自然型護岸とする。また、水辺環境整備にあたっては、残置緑地隣接地に流水域を整備する。
	オオムラサキの保全	直接改変区域内に生育する、食樹のエノキを残置緑地等に移植して、繁殖環境の保全を図る。
	トラフカミキリの保全	直接改変区域内に生育する、食樹のクワを残置緑地等に移植して、繁殖及び生息環境の保全を図る。

表 7-1-2 存在・供用時の環境保全措置

区分	環境保全措置	環境保全措置の内容
施設の稼働に伴う騒音の影響の最小化	廃棄物運搬車両の速度制限	沿道に住居が存在する区間及び他の一般車両等が存在しない場合に走行速度を 40 km/h に抑えた運行とすることによって車両騒音の発生を抑制する。
	騒音低減対策の実施	ごみ処理施設の騒音発生機器に対する騒音低減対策を実施する。
動植物の生息環境の保全	ミゾゴイの保全	特に本種のさえぎり等繁殖活動への影響を避けるため、夜間照明が周辺樹林を照射しないよう、照明方向の工夫及び遮光対策を講じる。
		ミゾゴイの生息状況、繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には必要な対策を講じる。
	オオタカの保全	繁殖期のなかでも特に警戒心が高まる求愛・造巣期から巣外育雛期にかけては、施設作業員が営巣林を含む周辺樹林には、接近しないようにする。
		オオタカの施設への衝突防止のため、窓ガラス等に猛禽類のシルエットのシールを貼る。
		対象事業実施区域内の緑被率を向上させることで、本種の捕食対象となる小鳥類の減少を防ぐ。
	オオタカの繁殖状況についてモニタリング調査を実施し、施設稼働の影響が確認された場合には影響要因を把握し、学識者の指導の下に、影響要因を排除する対策を講じる。	
夜間活動する鳥類の保全 (フクロウ、トラツグミ)	施設供用後の夜間照明が周辺樹林を照射しないよう遮光対策を講じる。	
樹林性種の保全 (オオムラサキ・サトキマダラヒカゲ・アカマダラコガネ・アカシオアオカミキリ・ウマノバチ)	残置緑地の果樹園等に、クヌギ・コナラを植栽し、樹林性種の生息環境を回復させる。	